

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024 年 1 月号(第 215 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 巻頭言

◆ 中国ビジネスの 2024 年の見え方

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

部長 小原正達 1

■ 特集

◆ 米国の対中貿易構造の変化とその特徴

専修大学 商学部

教授 池部亮 3

■ 経済

◆ 不況に陥る 2023 年の中国経済—2024 年の改善は可能か

公益財団法人国際通貨研究所 開発経済調査部

上席研究員 梅原直樹 11

■ スペシャリストの目

◆ 税務会計: 中国税務調査最新動向

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー 李輝 17

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 20

■ 主要経済指標

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 25

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



巻頭言

中国ビジネスの2024年の見え方

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部
部長 小原正達

長い目で

私はかねてよりお客様に対し、中国ビジネスは長い目で見た方がよい、と話している。もちろん日々のビジネスに短期的な市場予測や取引先の動態把握は欠かせないが、やはり長期的にはどこに向かおうとしているのか、という視点と併せた判断を心掛けたいと思うからだ。

そのような意味からも忘れてはならないのは、2021年3月に発表された2021～2025年を対象とする「第14次5カ年計画と2035年までの長期目標綱要」である。そして、それらを通過点とし、2021年の中国共産党創設100周年に続いて迎える、2049年の中国建国100周年という2つ目の100周年だろう。

「2035年までの長期目標綱要」では、同年までに「経済や社会技術、総合的国力を飛躍させ、経済全体の規模や都市住民の平均収入を新たな大台に乗せ、核心技術で重要な突破を果たし、イノベーション型国家の先頭集団に入る」ことや「1人当たり国内総生産（GDP）で中等先進国レベルに到達する」ことが盛り込まれた。また「第14次5カ年計画」の主要指標としては、①経済発展（合理的なレベルのGDP成長率、労働生産性の上昇率他）、②イノベーション（研究開発費の増加率、1万人当たりの高価値発明特許保有件数他）、③民生福祉（住民1人当たり可処分所得の増加率、都市部調査失業率他）、④グリーン成長（GDP単位当たりエネルギー消費削減率他）、⑤安全保障（食糧とエネルギー総合生産力）が挙げられた。私たちがどの業界に身を置いているにせよ、現在の5カ年計画期間中に出た施策や事象が、これらと直接的に間接的に結びついていると感じることは多いのではないだろうか。

中国経済発展の牽引役の1つは、5カ年計画主要指標にもあるイノベーション力だ。単に技術が進歩するというだけでなく、新しく柔軟な発想とそれをスピーディーに実現する突破力を感じることが多い。例えば、近年の先端技術分野では、2019年に世界で初めて中国の無人月探査機が月の裏側への着陸に成功し、さらに2020年には中国の探査機が火星に着陸して探査車がその地表を走行した。少し身近なところでは、キャッシュレス社会に代表されるFinTechの浸透も加速度的に進行した。2023年には、中国初の国産中型旅客機が商用運航を開始した他、無人自動運転タクシーの走行範囲やドローンによる荷物の配送試験サービス範囲の拡大、空飛ぶクルマの開発の進展などもみられている。

また、国際連合専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）が毎年発表している「Global Innovation

Index」2023年版における、イノベーション力やイノベーションのアウトプットによる国・地域別ランキングでは、中国は世界第12位とトップ10入りをうかがうポジションになっている（スイスが第1位、日本は第13位）。2022年の国際特許の出願件数は、中国は70,015件と、第2位の米国59,056件、第3位の日本50,345件をリードしており（出所：WIPO PCT Yearly Review 2023）、同年における各国内特許庁への特許出願件数を見ても、中国は年間1,619,268件で世界第1位を維持している（出所：WIPO World Intellectual Property Indicators 2023）。第14次5カ年計画の目標に含まれた高価値特許数積み上げへの熱意や母集団の大きさを感じないだろうか。

中国ビジネスの見え方

1つのものごとであっても、見る人の気もちや見る角度によってずいぶん見え方は異なるものだが、中国ビジネスも同じだと思う。自分がどういう立ち位置から見ているかをしばしば振り返り、一喜一憂せずに冷静でいることは、ビジネスの判断をする上で重要だ。

2023年は新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が期待された年であったが、中国は不動産市況や地方政府の債務問題などの課題が浮上した。それでも、前年比5%を超える成長は実現できそうである。また、中国の2024年の実質GDP成長率を国際通貨基金（IMF）と経済協力開発機構（OECD）いずれも4.6%と見込んでいる（注：IMFは2023年11月、OECDは同9月現在）。これは、それぞれの世界平均予測を1.5%以上上回る水準となっている。

日本と中国の貿易や直接投資の関係をみると、貿易では2023年1～9月の日本の輸出額全体に占める中国向け輸出額の割合は17.4%と、最大の相手国である米国向け輸出額の割合19.7%に次ぐ第2位の貿易相手国である。そして中国は、日本の輸入額全体の21.9%を占める最大の輸入先となっている。日本の世界に向けた2022年末時点の直接投資残高に占める中国の割合は6.9%で、米国、英国、オランダに次ぐ世界第4位であり、主要対象国といえる。ただし、これらについては5年前の2018年は中国向け輸出の割合は19.5%、輸入は23.2%、直接投資残高における割合は7.5%だったので、若干減少したという見方もあるだろう（出所：貿易は財務省「貿易統計」、直接投資は財務省「本邦対外資産負債残高」から算出）。

同じ数字を見ていても、自分の会社・事業・プロダクツなどそれぞれのライフサイクルによってもその見え方は異なるだろうが、いずれにせよ中国市場は、貿易であれ直接投資であれ大きなビジネス対象あるいはその候補であることに変わりはないだろう。2022年10月時点で中国にある日系企業拠点数は世界全体の39%にあたる31,324拠点、中国の在留邦人数は全体の7.8%である102,066人であり（出所：外務省「海外進出日系企業拠点数調査」、「海外在留邦人数調査統計」よりそれぞれ算出）その存在感は大きい。2023年11月に上海市で開催された第6回中国国際輸入博覧会では、出展企業数合計約3,400社のうち日本企業は約350社と全体の1割を超えていたと聞く。

2024年もMUFG BK中国月報から得られる経済、金融、法律、労務管理などの客観的な情報を活用しながら、読者の皆様の中国ビジネスが発展することを期待したい。

特集

米国の対中貿易構造の変化とその特徴

専修大学
商学部
教授 池部亮

米国の貿易転換

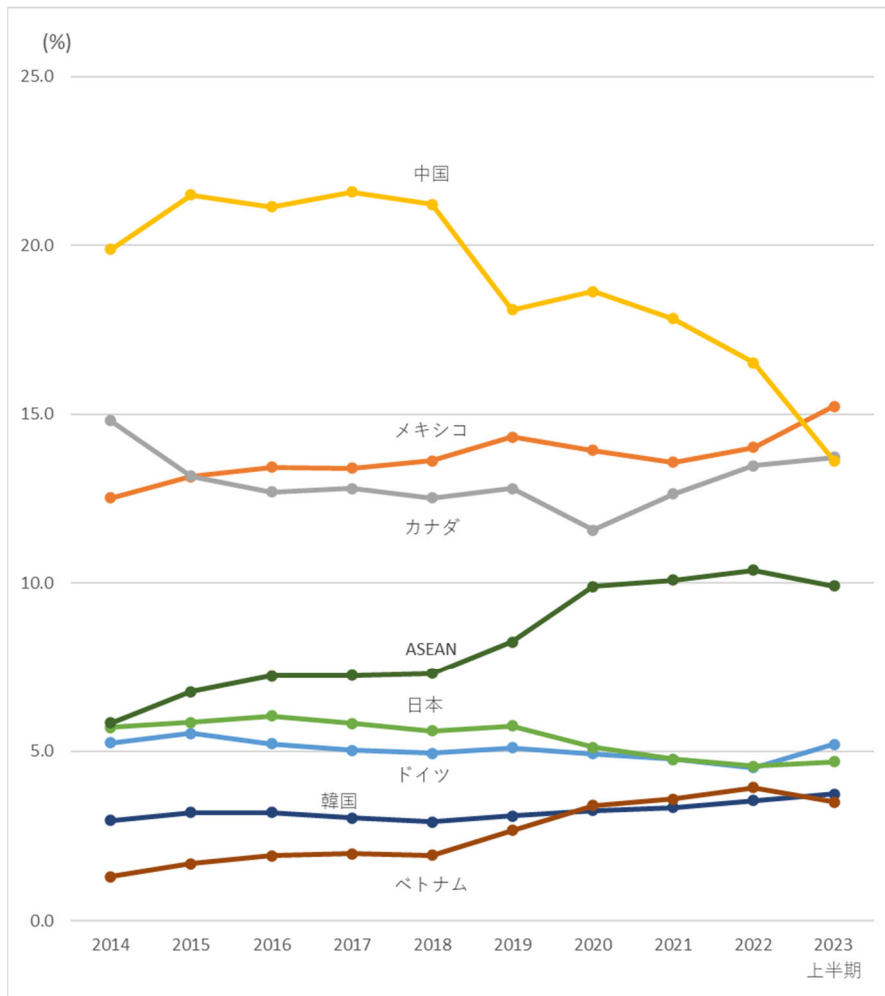
2023年上半期の米国の物品貿易における輸入額は、1兆5642億7700万ドルと前年同期比3.7%減となった¹。輸入構造の変化に注目すると、図表1が示す通り、米国の国・地域別輸入額のシェアの推移で前年まで1位だった中国が3位に減退し、代わりにメキシコとカナダがそれぞれ1位と2位へ上昇した。米国の対中輸入依存度は2014年以降、20%程度で推移してきたが、2019年に18.1%に減じ、コロナ禍後の2023年上半期には13.6%へと低下した。一方、メキシコが15.2%、カナダが13.7%へと上昇し、首位が入れ替わった。

2018年に始まった米国の対中輸入品への制裁関税措置が続いており、米中対立の長期化によって米国の対中依存度は低下傾向にある。米国の輸入額は、上半期よりも個人消費が活気づくクリスマス商戦に向けて下半期に大きくなる傾向がある。このため、通年での輸入動向を確認する必要があるものの、図表を見る限り、近年米国の中国からの輸入が減少し、代わりにメキシコ、カナダ、東南アジア諸国連合（ASEAN）からの輸入が増加してきたことは明らかである。本稿では、米国の貿易転換について、メキシコ、カナダ、ASEAN²の輸入構造変化に注目して考察する。

¹ 本稿では特段の断りがない限り貿易は物品貿易のことを指すこととする。

² 本稿ではASEANの中でも対米輸出額が最も多いベトナムを取り上げる。

【図表1 米国の国・地域別輸入額シェアの推移】



(出所) IMF, "Direction of Trade Statistics"およびUN Comtrade より筆者作成。

米国の対中輸入構造

図表2は、HSコード(関税分類番号)2桁分類による米国の対中輸入品のシェアの変化を示す。シェアの移り変わりを見ると、電気機械と一般機械のシェアが大きく、米国の対中輸入はこうした機械製品が約半分を構成していることが分かる。このほか、玩具、家具、樹脂製品が主要品目であり、これら上位5品目が米国の対中輸入の63.0%を占める。対中制裁が始まった2018年以降の構成比の推移を見ると、大きな変化は見られない。しかし、米国の対中制裁によって、中国生産品が米国市場で不利な扱いを受ける以上、生産地を他国へと振り替える貿易転換が起こっているはずである。また、中国生産から他国生産へと切り替えが難しい品目もあるであろう。この点、図表2はHSコード2桁分類による大雑把な品目分類のため、詳細品目の考察は次項で確認していきたい。

ここでは、図表2に基づいて詳細品目を見ていこう。電気機械はモーター類、通信機器、モニター類、集積回路、電子部品、ワイヤーハーネスなど様々な品目が含まれる。この電気機械は、米国の対世界輸入総額の14.1%を占める最大の輸入品目である。2022年、米国の中国からの電気機械の輸入のうち、44.2%が通信機械(スマートフォンが大部分を占める)であった。

次に一般機械は、コンピュータ、工作機械、建設機械など各種機械類が多く含まれる品目で、米国の対世界輸入総額の14.1%（電気機械とほぼ同率）を占める品目である。2022年の中国からの一般機械の輸入のうち49.4%がノートパソコン（PC）などのコンピュータであった。このように、スマートフォンやノートPCは、米系企業がグローバル市場で高い市場シェアを保持しており、これら米系ブランドの生産場所として、中国はなくてはならない存在となっていることがうかがえる。

続いて、米国の対中輸入品の中で構成比が5.9%の玩具について見てみよう。玩具を構成する品目は多様で、いわゆる子供用の玩具類のほか、トレーニングジムの機械や卓球台、ビリヤード台、ボーリング場の設備、スポーツ用具なども含まれる。対中輸入の構成比で4.8%を占める家具は、椅子などの腰かけのほか、照明器具、マットレス、事務所用の家具などが含まれる。そして樹脂製品は様々な製品が含まれるが、対中輸入では食卓・キッチン・トイレなどのプラスチック加工品が主要品目であった。

このように、中国からの輸入品目を概観すると、スマートフォンやパソコンなど対中制裁関税の対象ではないとはいえ、いまだに中国への依存度が高い製品が主要輸入品目となっていた。アップル、HP、DELL、マイクロソフトなど米系のハイテク企業にとって、最終製品の組み立ては中国以外の代替地を見つけるのが困難なほど、中国での生産環境は魅力的なものなのかもしれない。これら情報通信技術（ICT）製品は、モデルチェンジが早く、半年ほどの間隔で次々と新しいモデルが市場に投入される。迅速な開発と設計、部品と資材調達、モジュール生産、大量生産が可能な大規模組み立て工場、輸送インフラの完備といった総合的に良好な生産環境が求められる。中国はこうした生産環境で優位性をもっており、米国の対中依存度が思ったより低下していない背景の一つとなっている。

このほか、家具や玩具のような金型、鍍金（メッキ）、金属加工などの幅広い基盤技術の集積に加えて、金属や樹脂、木材やゴムなど様々な素材からなる部品が必要となる製品が、中国の強みであるように見える。基盤技術を使った加工業者の多様性や、多様な素材を使った部品の加工、調達の利便性が、中国生産の特長であると言えるだろう。

【図表2 米国の対中国輸入品の構成比の変化】

(%)

HSコード	品目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 上半期
85	電気機械	26.7	27.0	27.4	28.5	27.7	27.2	25.0	25.0	25.3	26.9
84	一般機械	22.2	21.2	20.8	21.3	21.2	20.0	22.0	21.4	19.6	20.8
95	玩具	4.9	5.1	5.2	5.1	5.0	5.7	6.1	7.5	7.4	5.9
94	家具	5.8	6.1	6.6	6.6	6.8	6.2	5.5	5.8	5.2	4.8
39	樹脂及びその製品	3.1	3.1	3.2	3.3	3.7	4.1	4.8	5.0	4.6	4.6

（出所）UN Comtrade より筆者作成。

米国の中国依存度の変化

米国の対中輸入の主要5品目（HSコード2桁ベース）について、対世界輸入総額に占める対中輸入シェア（中国依存度）を見てみよう。2022年の米国の電気機械輸入では中国依存度は30.6%、一般

機械は23.7%、樹脂製品は29.4%、玩具は77.5%、家具は34.2%と、20%代中ごろ以上の高い依存度を示した。米国は2018年より対中輸入品の多くに制裁関税を課し、対中輸入制限を続けてきたが、依然としてこれらの品目の中国依存度は高い数値を示しているのである。中でも玩具の中国依存度は約78%にまで達し、電気機械や家具も3割を超える依存度を示している。

次に、HSコード4桁分類によるさらに詳細な品目について考察していこう。図表3はHSコード4桁分類による米国の対中輸入品について、2018年と2022年の依存度を比較したものである。2018年はトランプ大統領による対中輸入制裁が始まった年で、その影響は2019年頃から徐々に始まったと考えられる。

米国の中国依存度は、全体では2018年の21.6%から2022年には17.1%へと低下した。品目ごとに見ると、図表中ではその他のプラスチック製品と蓄電池が依存度を上昇させている。一方、残りの10品目は総じて依存度を低下させた。

金額ベースで最大の輸入品目は通信機械であり、中国依存度は65.5%から50.8%へ低下した。通信機械は、スマートフォンなどの携帯電話、通信設備や固定電話機などが含まれる。図表には示していないが、通信機械における詳細品目の2022年の中国依存度を確認すると、固定電話機が50.0%、スマートフォンが77.3%、その他携帯電話が76.0%と高い値を示した。特に固定電話機は、米国の対中制裁関税の対象品目となっており、25%の制裁関税が課されている。それにもかかわらず、中国依存度は50%と高い水準にある。スマートフォンなども、中国以外の国・地域へと生産場所の移管が模索されているものの³、通信機械の多くが中国生産への依存を下げるのが難しい状況が垣間見える。

次いで輸入額の大きい品目はコンピュータで、中国依存度は56.0%から45.0%へと減少した。そして、コンピュータの部品及び付属品は依存度が60.4%から20.9%へと急低下した。一方で依存度が大きく上昇した品目は蓄電池である。この蓄電池の詳細をさらに確認すると、米国が中国から輸入する蓄電池のうち、リチウムイオン電池が85.1%を占め、米国のリチウムイオン電池の中国依存度は66.9%にも達していた。

2022年の輸入品目で第3位となる玩具の詳細品目について、中国依存度を見てみよう。玩具類の多くが対中制裁関税の対象品目に含まれている⁴。それでも、米国の中国依存度は依然として高く、三輪車・模型などの玩具が80.3%、ビデオゲーム・ビリヤード台などの玩具が83.4%であった。このほか、10位以内には入らなかったが、ジムなどの運動器具のほか、スイミングプールの設備なども59.8%、祝祭用品などが91.1%、釣り具や狩猟用具が65.7%と、いずれも高い数値となった。このように、玩具については全般的に中国依存度が高く、他国への生産シフトや調達先のシフトが進んでいないことが示された。

³ 例えば『日本経済新聞』2022年10月5日、同年11月4日など。

⁴ 本稿では米国の対中制裁関税の有無をUSTRウェブサイトを確認した。
<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/search>

このほか、2022年の輸入で上位にある自動車部品について詳細を見ると、中国依存度が3割を超える品目は、ブレーキ、車輪、ラジエーターであった。また、家具の中国依存度は椅子が36.1%、照明器具の47.2%、マットレスなどの寝具が50.2%であった。

【図表3 米国の品目別輸入における中国依存度の変化】

単位:100万ドル、%

2018年						2022年					
順位	HSコード	品目名	輸入額	構成比	依存度	順位	HSコード	輸入額	構成比	依存度	
1	8517	通信機械	72,845	12.9	65.5	1	8517	64,404	11.2	50.8	
2	8471	コンピュータ	52,435	9.3	56.0	2	8471	55,773	9.7	45.0	
3	8473	コンピュータの部品及び付属品	16,972	3.0	60.4	3	9503	17,795	3.1	80.3	
4	9403	オフィス家具	13,712	2.4	49.8	4	9504	12,335	2.1	83.4	
5	8528	テレビ受像機	12,707	2.3	52.1	5	8708	11,644	2.0	13.5	
6	9503	三輪車・模型など玩具	12,534	2.2	84.9	6	9401	11,184	1.9	36.1	
7	9401	腰掛け及びその部分品	12,158	2.2	46.4	7	8507	10,922	1.9	45.7	
8	8708	自動車部品	11,625	2.1	16.3	8	8528	9,584	1.7	37.8	
9	9405	照明器具などの家具	8,209	1.5	65.4	9	9403	9,315	1.6	25.8	
10	9504	ビデオゲーム・ビリヤード台などの玩具	6,872	1.2	87.5	10	3926	7,906	1.4	49.6	
17	3926	その他のプラスチック製品	5,521	1.0	49.1	15	8473	7,141	1.2	20.9	
51	8507	蓄電池	2,245	0.4	28.6	19	9405	5,572	1.0	47.2	
合計			563,203	100.0	21.6	合計			575,688	100.0	17.1

注：合計の数値は、輸入品目における合計であり、表内に記載された数値の合計とは異なります。
 (出所) UN Comtrade より筆者作成。

米国の対メキシコ輸入構造

2023年上半期に、米国にとって最大の輸入先となった、メキシコからの主要品目について確認していく。まず、HSコード2桁ベースによる2022年の米国の品目別メキシコ依存度は、輸送機械が33.9%、一般機械が18.8%、電気機械が16.7%、鉱物資源8.3%、光学機械16.4%であった。輸送機械を除けば、中国依存に比べ、品目別のメキシコ依存はそれほど高い水準にはないようである。

では、図表4で詳細品目を確認していこう。これら上位品目の多くで依存度が上昇しており、低下した品目はワイヤーハーネス、トラクター、通信機械、腰掛け及びその部分品であった。米国の中国輸入依存度が低下する一方で、メキシコからの輸入が増加したことがうかがえる。米国の対メキシコ輸入の最大品目はコンピュータで、依存度は29.7%と2018年比で微増となった。コンピュータは最終製品であり、部品やモジュールはメキシコで生産されているものは少なく、中国などから輸入したモジュールを組み立てて、米国向けに出荷しているものである。次いで輸入額が大きい品目のメキシコ依存度は、乗用自動車(21.7%)、自動車部品(36.2%)である。自動車関連ではこれ以外にも、貨物自動車(81.0%)、トラクター(59.4%)のほか、HSコードでは電気機械に分類される自動車用ワイヤーハーネス(49.2%)などが高い依存度を示した。ワイヤーハーネスの生産工程はコンピュータの最終組立と同様に、労働集約型であり、人件費が安価な国・地域で生産されることが多い品目である。メキシコは、中国の労働集約的な生産工程の一部代替地であり、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)⁵を活用した対米自動車輸出生産拠点として、完成車や自動車部品の生産地となっている。

⁵ USMCAは北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉の結果、2018年に新たな協定として発行した、カナダと米国とメキシコによる自由貿易協定である。

【図表4 米国の品目別輸入におけるメキシコ依存度の変化】

単位:100万ドル、%

2018年						2022年					
順位	HSコード	品目名	輸入額	構成比	依存度	順位	HSコード	輸入額	構成比	依存度	
1	8703	乗用自動車（主として人員の輸送用）	35,204	10.1	19.7	1	8471	36,753	8.0	29.7	
2	8471	コンピュータ	26,368	7.6	28.2	2	8703	36,513	8.0	21.7	
3	8708	自動車部品	24,846	7.1	34.8	3	8708	31,236	6.8	36.2	
4	8704	貨物自動車	22,905	6.6	79.4	4	8704	28,470	6.2	81.0	
5	2709	石油及び歴青油（原油に限る）	14,400	4.1	8.8	5	2709	21,163	4.6	10.3	
6	8544	ワイヤーハーネス	11,449	3.3	51.4	6	8544	14,716	3.2	49.2	
7	8517	通信機械	10,567	3.0	9.5	7	8528	11,736	2.6	46.3	
8	8528	テレビ受像機	9,035	2.6	37.0	8	8701	11,179	2.4	59.4	
9	8701	トラクター	8,628	2.5	69.0	9	8517	9,972	2.2	7.9	
10	9401	腰掛け及びその部分品	7,081	2.0	27.0	10	9018	9,473	2.1	27.0	
11	9018	医療用機械	6,312	1.8	24.9	11	9401	7,703	1.7	24.8	
合計			349,195	100.0	13.4	合計			459,178	100.0	13.6

注：合計の数値は、輸入品目における合計であり、表内に記載された数値の合計とは異なります。
（出所）UN Comtrade より筆者作成。

米国の対カナダ輸入構造

米国の品目別輸入におけるカナダ依存度については図表5にある通り、石油及び歴青油（原油に限る）が最大の輸入品目で依存度は57.6%、次いで乗用自動車（主として人員の輸送用）が15.7%、石油ガスその他のガス状炭化水素が93.3%となった。カナダからの輸入は、石油、アルミニウム、木材といった資源系の品目と、乗用車や自動車部品などの工業製品が主要品目となっている。特に石油価格の上昇から、鉱物性燃料の輸入依存度が上昇したことが分かる。カナダもUSMCAの加盟国であるものの、メキシコほど中国からの生産移管は見られなかった。

【図表5 米国の品目別輸入におけるカナダ依存度の変化】

単位:100万ドル、%

2018年						2022年					
順位	HSコード	品目名	輸入額	構成比	依存度	順位	HSコード	輸入額	構成比	依存度	
1	2709	石油及び歴青油（原油に限る）	64,316	19.7	39.5	1	2709	117,857	26.4	57.6	
2	8703	乗用自動車（主として人員の輸送用）	38,220	11.7	21.4	2	8703	26,369	5.9	15.7	
3	2710	石油及び歴青油（原油を除く）	11,121	3.4	18.1	3	2711	22,512	5.0	93.3	
4	2711	石油ガスその他のガス状炭化水素	9,857	3.0	88.0	4	2710	15,756	3.5	19.1	
5	8708	自動車部品	9,511	2.9	13.3	5	8708	10,992	2.5	12.7	
6	4407	木材（厚さ6mm超のもの）	5,924	1.8	78.0	6	4407	9,293	2.1	71.6	
7	7601	アルミニウムの塊	5,200	1.6	50.2	7	7601	8,994	2.0	58.7	
8	8411	ターボジェット、ターボプロペラなど	4,125	1.3	15.7	8	3104	5,035	1.1	80.1	
9	3901	エチレンの重合体	4,039	1.2	84.3	9	3004	4,843	1.1	5.3	
10	3004	医薬品	4,029	1.2	5.6	10	8411	4,761	1.1	20.0	
15	3104	カリ肥料	2,401	0.7	84.7	12	3901	4,302	1.0	81.3	
合計			325,684	100	12.5	合計			446,624	100	13.2

注：合計の数値は、輸入品目における合計であり、表内に記載された数値の合計とは異なります。
（出所）UN Comtrade より筆者作成。

米国の対ベトナム輸入構造

図表6は米国の対ベトナム輸入構造の変化を示したものである。全体の輸入依存度は、2018年の2.0%から2022年には4.0%へと約2倍に上昇した。ASEAN諸国では、タイが1.3%から1.8%へ、続くマレーシアは1.5%から1.7%へとそれぞれ依存度が上昇した。ASEAN諸国の中で見ても、ベトナムの依存度の伸びが顕著であることが分かる。

2022年の米国の対ベトナム依存度が2018年比で低下した品目は、図表中ではナッツ類（カシューナッツ）のみであり、そのほかの品目は全て依存度が上昇した。ベトナムは、米国の中国輸入の転換先となってきたことが示唆される。中でも通信機械、オフィス家具、腰掛け及びその部分品、コンピュータは米国の対中輸入でも上位に来る品目であり、これらの生産シフトが急速に進んできたことが推測できる。このほか、衣類や履物など労働集約型の製品群についても、ベトナム依存度は上昇した。

【図表6 米国の品目別輸入におけるベトナム依存度の変化】

単位：100万ドル、%

2018年					2022年						
順位	HSコード	品目名	輸入額	構成比	依存度	順位	HSコード	輸入額	構成比	依存度	
1	8517	通信機械	6,469	12.6	5.8	1	8517	24,592	18.1	19.4	
2	9403	オフィス家具	4,074	7.9	14.8	2	9403	9,758	7.2	27.0	
3	6404	履物（スポーツシューズなど）	2,995	5.8	33.0	3	6404	5,252	3.9	42.0	
4	6110	ジャージ、プルオーバー、カーディガンなどの衣類（ニットのもの）	2,434	4.7	16.0	4	9401	5,247	3.9	16.9	
5	6403	その他の履物	2,155	4.2	20.8	5	8518	4,136	3.0	30.1	
6	6104	女子用のスーツ、スカートなど衣類（ニットのもの）	1,717	3.3	27.7	6	6403	4,130	3.0	27.4	
7	9401	腰掛け及びその部分品	1,646	3.2	6.3	7	8541	3,902	2.9	21.7	
8	6204	女子用のスーツ、スカートなど衣類（綿、羊毛、合成繊維などのもの）	1,453	2.8	14.0	8	8471	3,681	2.7	3.0	
9	8542	集積回路	1,378	2.7	4.0	9	8473	3,607	2.7	10.6	
10	0801	ナッツ類（カシューナッツ）	1,236	2.4	73.0	10	6110	3,280	2.4	18.2	
15	8471	コンピュータ	854	1.7	0.9	11	8542	2,321	1.7	5.3	
27	8541	半導体デバイス	408	0.8	4.6	12	6104	2,202	1.6	29.4	
40	8518	マイク、イヤホン	247	0.5	4.1	13	6204	2,108	1.6	17.3	
77	8473	コンピュータの部品及び付属品	89	0.2	0.3	28	0801	862	0.6	67.7	
合計			51,277	100.0	2.0	合計			135,877	100.0	4.0

注：合計の数値は、輸入品目における合計であり、表内に記載された数値の合計とは異なります。

（出所）UN Comtrade より筆者作成。

まとめ

米中対立の長期化により、米国の対中輸入構造が大きく変化したことが分かった。特に輸入額が大きいスマートフォン、コンピュータの輸入先を中国からメキシコ、ベトナムに転換しつつあることが示された。このほか、米国は自動車及び自動車部品では中国への依存度は大きくないものの、自動車部品の中国依存度が低下し、一方でメキシコへの自動車及び自動車部品の輸入依存度が上昇したことが分かった。また、固定電話機や玩具の多くに対中制裁関税が課せられているにもかかわらず、依然として中国依存度が高く、他国へのシフトが進んでいないことも示された。

制裁関税やリスクを勘案しても、なお、中国の総合的な生産環境が優れているのはどのような点であろうか。既述の通りであるが、まとめると、①労働集約的な組立工程を有する製品、②多種多様な材料やその加工業者の重層的な存在が必須な産業、③早い開発サイクルに適応できる量産技術と部品・モジュールの調達利便性、ということになるであろう。製品群としては、①は衣類、履物、家具、②は玩具（スポーツ用品や運動施設の設備のほか釣り具なども含む）、③はスマートフォン、コンピュータが該当する。

このようにまとめてみると、①については経済発展とともに生産国が持つ比較優位も変化するが、②と③の中国の生産環境を代替できる国・地域を見つけるのは難しい。この点、米中対立によるデカップリングも、一部の半導体などのハイテク分野に限定すべきであろう。なぜなら、米国は一般的な工業製品を含め対中制裁を続けているが、代替地が見つからないのだとしたら、いや見つかったとしてもその生産コストは割高なものとなるため、結局は米国民がコスト増を負担する状況が続くからである。

(執筆者連絡先)
専修大学 商学部
教授 池部亮
E-mail: ikebe@isc.senshu-u.ac.jp

経済

不況に陥る2023年の中国経済—2024年の改善は可能か

公益財団法人国際通貨研究所

開発経済調査部

上席研究員 梅原直樹

不況色が濃くなった2023年の中国経済

2023年に入り、中国経済は不況色が濃くなった。もちろん、足元では実質国内総生産（GDP）成長率5%前後という政府の目標の達成が視野に入っている。国際通貨基金（IMF）は2023年10月に公表した世界経済見通しで、その実現の可能性にお墨付きを与えた。5%は世界的には高成長といえる。何をもちて不況と言うのかと、お叱りを受けそうだ。しかし、今の中国経済からは全く良い雰囲気伝わって来ない。極端な例だが、政府からの手厚い補助金など優先的な資源配分を受けている国営企業やその従業員にとって、現状は不景気とは無縁の世界なのかもしれない。しかし、一般国民の目線に立てば、2023年は社会全体で雇用状況に暗雲が広がり、消費も年央に息切れした。製造業における購買担当者景気指数（PMI）は、2023年1-11月で50を上回った月は4カ月にとどまり、芳しくない。2022年末のゼロコロナ政策の解除で行動抑制規制は解除され、2023年初には特需もみられたが、それも短期間で終息し、人々はデジタル・ウォレットの紐を締めたままである。2019年末または2020年初からの呼吸器疾患の問題も、厳しい情報コントロールの下にあり、完全に収束したとは言い難い。

2023年2月初旬、旧正月明けには、広東省東莞市などの加工貿易が盛んな地区で、農村出稼ぎ労働者（農民工）の雇用悪化が伝えられた。生産注文が入って来ないために人を雇えず、生産再開を止め工場を閉じるしかないという、経営者のため息交じりの声が聞こえた。また、台湾・香港資本の中小零細製造業は、生産拠点を中国から移転させ始めたというニュースがみられた。外需不振や製造コストの上昇に加え、地政学的リスクや安全リスクを嫌って決断したとみられる。沿岸都市の中小零細製造業は、一つひとつの投資額は小さくても、数が集まれば相応のインパクトがあり、雇用吸収という点では影響が大きい。農民工は職を失っても故郷に戻ることはできず、同じ都市か近隣都市で新たな職を探すか、他の都市に移り住んで職を探さなければならない。毎年の加齢もあるため職探しは年々難しさを増し、社会保障もほとんど受けられない社会的弱者である農人工にとって、不況は厳しい試練となる。

雇用に関しては16-24歳の調査失業率が2023年4月に20%を超えたことも大きな話題になった。当局は6月分を最後に、この数値の公表を取りやめてしまった。若者の雇用悪化の原因として、人気企業や役所は就職倍率が極めて高いこと、中小零細・民営企業が外需の不振などで苦境に陥っていること、不動産不況が継続していること、IT業界が人員削減を行っていること、バッファーとして存在していた学習塾での就業機会も奪われたことなどが影響しており、雇用のミスマッチは当面続くともみられる。経済発展とともに中国でも高学歴化が進んだが、大学を卒業したものの出前のアルバイトしかない、という状況は確かに厳しい。大学院に進学しても、その後、無事に就職できる

保証はない。家に引きこもって横になっていようという者が出てきても仕方ないのかもしれない。それならば……ということで、早い段階から計画を立てて日本を含めた海外の大学や大学院に入学し、そのまま現地で就職しようとする者も今後さらに増えることになる。中国の就職環境や競争の厳しさを考えれば、これはやむを得ない側面はあるが、受け入れ国にも影響を及ぼすことであり、将来的に政府間で何らかの協議が必要な問題になるかもしれない。

不景気の根幹とその周辺

現在の中国における景気の停滞感は、消費の伸び悩みに端的に表れた。社会消費品小売総額は2023年1-10月の累計で前年同期比6.9%増であった。単月で前年同月比3%増近くに落ち込んだ6月、7月と比べればかなり改善したものの、力強さは感じられない。全体に需要不足が広がっている。

根本的かつ構造的な問題は、不動産不況が継続していることである。2021年より、金融監督当局は財務諸表の健全性指標を基に厳格な資金調達規制を導入した。それにより、急速に資金繰りが悪化する大手民営デベロッパーが現れた。人々は民営デベロッパーから物件を購入した場合、契約通り物件が引き渡されないリスクが急激に高まったことを認識するようになった。その結果として買い控えに向かい、国営企業から購入するといった防衛策をとるなど業者の選別を強めた。そうした中で、比較的財務内容が健全だったはずの民営デベロッパーさえ売上げが激減し、資金繰りが急速に悪化して苦境に陥るところ事業者が出てきた。2022年に続き、2023年も不動産業界は不調で、販売額は2023年1-10月累計で前年同期比4.9%減、開発投資も同9.3%減となっている。不動産には、素材メーカーなど様々な関連産業が連なり、デベロッパーの売上げ減少に端を発する資金繰り悪化は、他の産業にまで波及していく。中国経済が不況となる原因に、不動産業界の不調があることは明らかだが、これまでのところ、当局の動きは慎重で鈍いものにとどまってきた。2024年は政策や対応次第では、若干の改善は期待できるが、不十分で終わる可能性もある。

不動産開発投資を内包する全国固定資産投資統計については、2023年1-10月累計で前年同期比2.9%増と発表されたが、2023年に半ばに統計ベースが変更されている点に注意が必要だ。1-10月累計の実績値は41.94兆元であり、前年同期(47.14兆元)と比較すると11%減と、公式発表を13.9ポイントも下回る。当局はその理由を統計発表資料の脚注に簡単に記しただけである。しかし、これだけ大きな差異が生じているにしては説明が不十分であろう。固定資産投資の数字が大きく変われば、GDPなど他の数値にも当然影響が及ぶはずだが、そこは今のところ放置されている。中国の統計に対する疑義の声は絶えないが、今般の変更も不透明を極める。おそらく背後に様々な配慮が働いているということなのだろう。

全国固定資産投資統計の中身をみると、政府は国有企業に対し積極的な投資を実施させているようである。DX(デジタルトランスフォーメーション)やGX(グリーントランスフォーメーション)などの先端分野に傾斜をつけた投資により、GDPの数値目標を達成しようとしていると推察される。しかし、足元の工業生産の状況は芳しくなく、一定規模以上の工業企業利潤は2023年1-10月累計で前年同期比7.8%減であり、5%で成長している経済の数値とはとても思えない。しかし、DXやGXへの積極投資は、将来の産業基盤作りや標準化で世界をリードすることにつながり、その先の巨額の利潤獲得にも結びつく可能性がある。そうした動向をしっかりとみたくて対応を練っ

ていく必要がある。

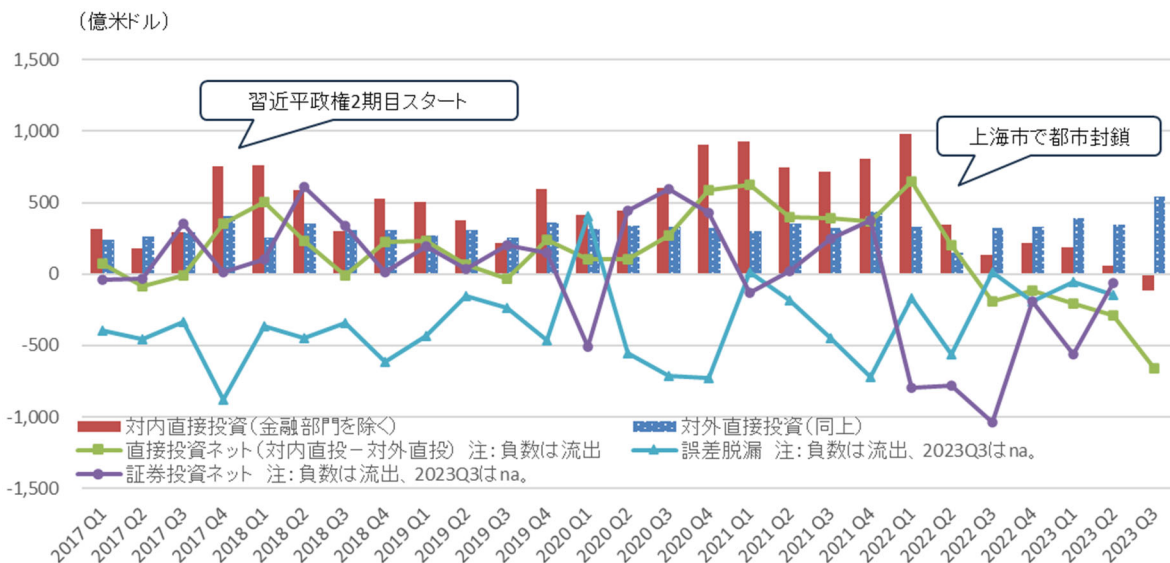
対内直接投資は停滞、対外直接投資は増加

中国経済に関する最近の話題として直接投資の受け入れ減少があり、ここで簡単に触れておきたい。図表1は、2017年以降の中国の対内・対外直接投資のフローを示す。対内直接投資が2023年の第3四半期にマイナスを記録しており、これがよく話題に上がる。投資減少の理由は、外資企業が現地で長くプールしていた投資収益を再投資のために現地で保持するのを止めて、いったん本国に回金しようとする動きが強まったこと、または、過去の投資を撤収させる動きが強まったことの2つが考えられる。どうやら両方である可能性が高そうだ。

欧米等の企業にとって、2022年3月から数カ月に及んだ上海市の都市封鎖は、基本的人権の問題に抵触し、衝撃的であった。2023年には、反スパイ法の運営に対する不透明性の問題が加わった。習近平政権の第2期が始動した2018年頃から、中国政府は民間企業の経済活動を2国間外交の交渉ツールに使う動きを露わにしてきた。中国に進出した外資企業は、従業員の中国への派遣について、以前より神経を尖らせざるを得なくなった。中国の投資環境は地政学的リスクの高まりにより、この5年間ほどで大幅かつ急速に悪化したと言えるだろう。中国政府はこの変化に気づいていないか、気づいていながら対応を決めかねているようだ。

他方、中国からの対外直接投資は明確な増大傾向がみられ、この点はよく認識しておくべきだ。かつての「走出去（ゾーチュー）」を引き継ぎ、2013年からは「一带一路」構想に鞍替えしているが、2000年代後半以降、中国企業の対外直接投資は徐々に活発化してきた。中東諸国やアフリカ諸国を含むグローバルサウスの国々に向けた投資も増え、今や資本輸出国としての地位を確立しつつある。時代はたゆまなく変化し続け、日本企業は今後、中国系企業と海外で直接競い合う場面も増えてくると予想される。その際に相手国のことを知っておくことは重要である。

【図表1 中国の対内・対外直接投資（四半期ごと、フロー）】

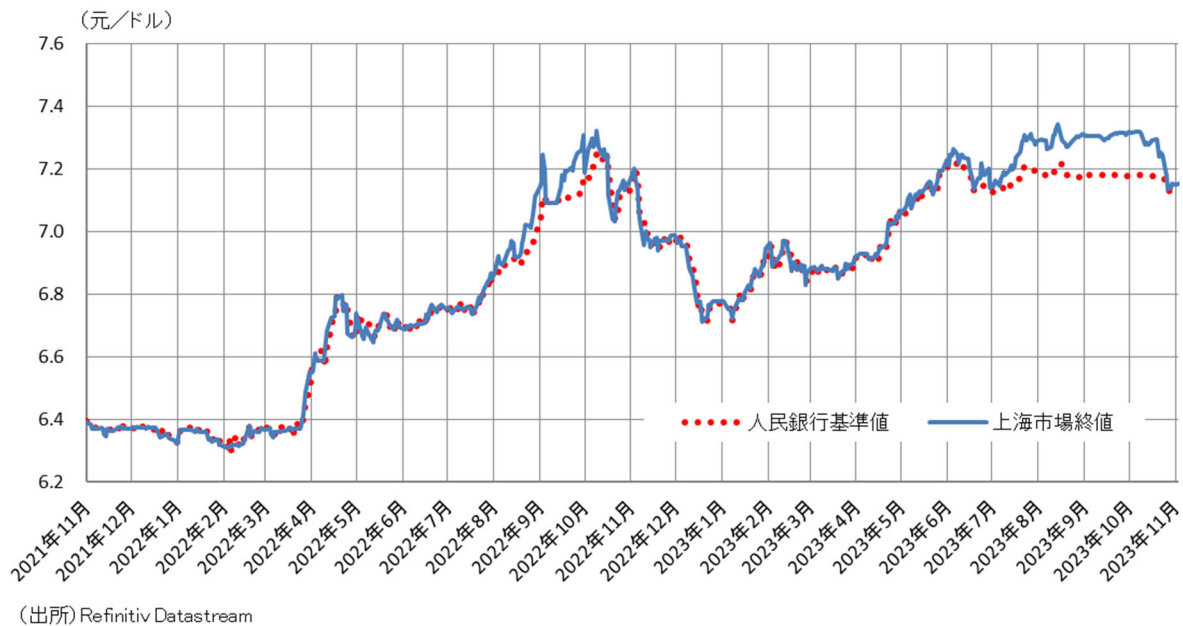


(注) 2023年Q3は初歩的データのため、金融部門、誤差脱漏を含みそれ以前のデータと単純比較は不可。
(出所) 中国国家外為管理局

人民元為替相場の誘導

図表2は直近2年間の人民元の対ドル相場を示す。この2年間、全般に人民元安が進行し、一時的に1ドル7.3元を割り込む場面もあった。しかし、2023年7月以降、当局は基準値ガイドラインをフル活用して元高方向への相場誘導を行った。外貨準備残高に関しては、この間、大きな減少はみられず、当局が国内市場で大規模な元買いドル売り介入を実施したという痕跡はみつからない。当局は上記の基準値操作に加え、香港オフショア市場への人民元供給を絞るといった手段を用いたと考えられ、低コストで人民元相場の管理操作を実現した可能性がある。11月21日以降、人民元の実勢相場は基準値に収れんする動きとなり、7.2元より若干の元高の水準で推移している。

【図表2 人民元の対ドル為替相場】



中長期的な停滞期に入ったのか？

ここで話を不動産に戻すが、2021年以来、地方政府が主体となり、不動産の取引価格の下限を設定することで、市場価格の安定化を図る措置が各地で導入されていた。しかし、2023年10月の統計では、新築物件に関しては大中70都市のうち67%で前年比下落が、中古物件に至っては96%で前年比下落がみられる。地方政府による価格維持策は取引量の減少という副作用を伴って市場を歪めていたが、それもそろそろ限界に達した可能性がある。

もちろん、北京や上海といったブランド力のある国際的超大都市の中心部では、今後も価格は小幅な下落で持ちこたえる可能性が高い。しかし、全国を見渡せば、マンション価格は今後、底抜けに下落する可能性がある。国民は、自国が少子・高齢化の急速な進展を目前に控え、既に人口減少が始まっていることを明確に認識しており、中国経済はこれまでのように右肩上がりでは発展せず、不動産価格の上昇も頭打ちになるとの現実を受け入れ始めた。中国政府は不動産不況を軟着陸させることを目指し、金融のシステムック・リスクを起させずに管理することを最低ラインとしている。しかし、不動産価格が下落局面にあるときのコントロールは、上昇局面にあるときよりも難しい。価格の底割れが起きれば、派生的に様々な問題が噴出して来る可能性があり、予断を許さない。

中国のエコノミストの間では、2023年に入り、中国も1990年代以降の日本のような長期停滞局面に入るのでは、という議論が巻き起こった。日中間に国情の違いがあるため全く同じようなことは起きないかもしれない。しかし、中国経済は既に成長鈍化の過程に入り、そこに不動産価格はピークからの下落が始まっているので、デフレになるかは別にしても、かつての日本と同様、低成長と停滞を経験する可能性は高い。中国の不動産バブルは、25年の長きにわたって形成されてきたもので、調整と清算はこれからが本番となる。政府は大手民営不動産デベロッパーをどのように整理するか、いまだ方策を固め切れていない。当面は、金融による業界支援を行うとみられるが、これは一種の先送り策で終わる可能性がある。最終的ゴールは不動産業界を健全化することであり、業界の収益力の回復、適正な競争が行われる環境を作り出すべく改革を行っていく必要がある。だが、その道のりは遠く、改革の過程で銀行業界への公的資金注入や中小銀行の合併なども必要になってくると考えられる。中国のようなトップダウンの政治体制であっても、これには最低3-5年単位の時間を要することになるだろう。その過程では不動産投資信託やファンドの破綻への対応も必要になると思われる。

さらに中国では、地方政府の財政健全化も解決すべき問題として存在している。地方政府傘下の不動産開発専門会社（いわゆる、地方政府融資（資金調達）プラットフォーム）を通じた開発スキームが各地でみられるが、開発計画のずさんさゆえ資金繰りが悪化しており、今後、清算処理を要する可能性がある。この問題を不動産業界の問題と並行して軟着陸させる必要がある。金融システムに余力があれば時間稼ぎに使えるかもしれないが、最終的に財政で処理することになるだろう。重い課題である。

上記のような中国の不動産不況に端を発する問題は、今後長く同国の経済成長の足を引っ張ることになると考えられる。当局には荷が重い仕事が出ており、国民も痛みを覚悟する必要が出てくるのではないだろうか。

2023年に3中全会は開かれず、中央金融工作会议が党レベルに格上げされて開催

習近平政権は2022年10月の党大会で3期目に入ったが、2021年秋頃から外交・経済の運営をめぐる、党内の意見相違が拡大していた。単純に図式化すれば、今後も改革開放の深化を目指す路線と社会主義的統制強化を目指す路線が対立したということになる。この意見相違は、長らく調整されず放置されていたが、報道によれば2023年夏、共産党最高幹部のOBが習近平氏に対して経済運営に関する強い進言を行った模様である。そして、それを受け入れた習近平国家主席は11月のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会談を利用して、険悪になった米中関係をいったん改善する方向に踏み出した。しかし、問題はこれからである。上海の都市封鎖の決定などをみていると、習近平政権は民生改善に対する優先度は高くないとみられる。今後、習近平政権内部では、我慢の力が問われることになりそうだ。

本来、2023年は中長期的経済運営方針を固める「3中全会」（中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議）が開かれる年だった。しかし同会は開かれず、その代わりかは不明であるが、10月末に中央金融工作会议が国务院レベルから党レベルに格上げされて開催された。習近平政権下では、2015年から2016年にかけて「チャイナショック」と呼ばれる世界同時株安を生じさせ、それ以来政権の

金融に対する危機感が高まっていた。金融に関する党の統制強化は今後もさらに重要となる。不動産バブルが崩壊している現在、金融は今後明確な危機管理モードに入っていくことになるだろう。

2024年に向けて不安が消えない中国の経済

習近平政権は3期目に入り、権力基盤はさらに強固となった。経済運営の流れを変えられるのは、トップの習近平総書記だけではないだろうか。中国政府は、苦境に陥った民営デベロッパーに対して銀行を通じた資金繰り支援を行う具体案を検討中としており、その上で、必要に応じて国営企業による吸収・合併を実現しようとしているようだ。IMFは2024年の中国の実質経済成長率を4.2%と、前年比0.8%ポイント減速する予測を公表しているが*、中国経済の不況は、民営不動産デベロッパーの処理に時間をかければかけるだけ深まっていくことになるだろう。ゆっくりと進むのが中国の政策実行スタイルではあるが、今後、具体的にどのような流れで政策が動いていくのか、注視したい。

* IMFが2023年11月7日に公表した4条協議に関するスタッフ・レポートでは、中国の実質経済成長率は2023年が5.4%、2024年が4.6%と、10月の世界経済見通しと比べてそれぞれ0.4ポイント引き上げられている。しかし、0.8ポイントの減速を見込む点是不変である。

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

E-mail: admin@iima.or.jp ホームページ: <https://www.iima.or.jp>

スペシャリストの目

税務会計:中国税務調査最新動向

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー 李輝

概要

「アフターコロナ」となって最初の1年にあたる2023年、中国では景気回復の勢いが鈍化し、地方の財政も苦しくなる傾向にあった。日本、欧米諸国で中国に関する地政学的リスクが認識され、外国企業によるサプライチェーンの再構築が検討されているなか、税収減少を懸念する中国税務当局は、クロスボーダー取引をはじめとする諸税務政策の執行をより厳格化しようとしている。ビッグデータの活用を特徴とする中国最新バージョンの税務申告管理システムである「金税四期」（「金税工程四期」の通称）の導入は、中国税務当局が税務監督をより効率化、厳格化しようとする試みの1つといえる。

中国税務当局は、外貨管理局、税関、商務局、市場监督管理局などの行政管理当局との情報交換を通じて、中国から外国親会社への配当、サービスやロイヤルティを含む各種の対外送金、貨物の輸出入、分割合併や撤退など再編に関わるクロスボーダー取引のモニタリングを強化している。また、同一の税務事項に対して、中国各地の税務当局の理解と執行にバラつきが生じる点も、従来の中国税務実務における特徴である。そのため、中国各地に複数の拠点を持つ多国籍企業では、グループ内でいかに統一した方針で税務リスクをコントロールするかが課題となっている。本稿では、中国税務調査の最新動向とその留意点について解説する。

※本文中の意見については、筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

1. ビッグデータを活用した税収管理

1.1 中国税務当局は納税者の税務リスクを常時モニタリングする枠組みを構築

中国税務当局（以下、「税務当局」という）は、納税者に関する膨大な税務・財務・その他のデータを活用し、税務のリスク管理に役立てている。

税務当局による税務リスク管理は、納税者のコンプライアンス体制の確保を業務の重点としており、納税者に対する日頃のリスク評価の枠組みを構築するものである。広範囲の定性的・定量的な情報収集を通じて、企業の全体的な状況をマクロレベルで理解するとともに、ビッグデータ分析によって、リスクモニタリングおよび規定遵守状況を完全な形で管理することを目指している。その代表的な取り組みが、最新の税収管理システム「金税四期」の開発と導入である。

1.2 税務当局と各行政当局間の情報交換

DX（デジタルトランスフォーメーション）が積極的に推進されている中国では、税務を含む各行政当局による管理監督の現場において、ビッグデータとIT技術が活用されている。また、各行政当局の間では、情報共有と定期通告が盛んに行われている。

税務当局は「金税四期」を用いた税務に関するデータのみならず、外貨管理（銀行）、税関、公安、市場監督管理当局、労働部門などのシステムをリンクさせ、各方面から企業に関連する各種データを収集・分析して企業の経営状況を把握し、日頃のリスクモニタリングを行っている。

1.3 課税執行方法の変化：立案調査から自主調整へ

このようなビッグデータ技術を活用する税収管理システムの導入は、税務調査人員の省力化につながるという。システムには、各種の自動検査機能が搭載され、企業のデータを過去データや同業他社のデータと比較し、異常数値を確認した場合、企業に説明や自主調査を求める仕組みとなっている。企業の説明や自主調査が不十分であると認められた場合、税務当局は正式な調査通知を出し、その企業に対して現場調査を行う。

また、税務当局は「納税信用評価制度」を導入しており、日頃のモニタリングによる各種の税務データに基づき、納税者をランク付けしている。納税信用評価ランクが高い納税者に対しては、税務調査の頻度が極力抑えられる。一方、納税信用評価ランクが低い納税者は、税務当局に厳格に管理され、税務調査をされる可能性が高くなる。

1.4 企業の留意点

「金税四期」の導入に伴う税務当局のデジタル化、人工知能（AI）化のプロセスに対応するため、企業は内部税務コンプライアンス、統制管理プロセスの強化が求められる。また、税務以外の情報を含めたデータ分析を活用した税務管理のデジタル化を検討する必要があると思われる。

2. 税制優遇措置の享受に関する税務当局の執行と管理モデル

2.1 地方の税務当局における執行のバラつき

近年、新型コロナウイルス感染症の流行と景気回復の鈍化に対応するために、中国政府は企業の負担軽減を目的として、各種税金の免除や減額措置の策定を税務当局に指示し、各種の税制優遇措置を公布した。

優遇措置の適用について、税務当局内部では「上から下へ」の管理体制がとられている。そこで、「納税者は享受できる措置をすべて享受すべきだ」という原則の下、国レベルの税務総局が下層レベルである各地方税務当局に対し、適用の執行基準等の指導を行った。しかし実務上、各地方税務当局の執行にはバラつきがある。

たとえば、一部の地方では、税務当局が納税者による優遇措置享受の実績を積み上げるために、適用対象となりそうな納税者に対して、優遇措置の適用を強制したケースがある。納税者が後日の税務リスクを懸念して優遇措置の適用を保留にした場合、税務当局より、その理由について書面による説明を求められたという。一方、一部の地方では、財政難から納税者の優遇措置適用に抵抗感を示した税務当局もある。納税者が税務当局の意向に反する形で優遇措置を適用した場合、のちの税務調査を招きかねない。

こうした各地方税務当局による執行のバラつきは、中国各地に複数拠点を持つ多国籍企業にとって、グループ内でいかに統一した方針で優遇措置に関する税務リスクをコントロールするかという課題につながる。

2.2 「事後管理モデル」による不確実性

2018年以降、中国政府は「放・管・服」(行政の簡素化と権限の委譲、管理の統合、サービスの最適化の略)というスローガンの下、行政制度の改革を促進し、政府機能の転換を推進しようとしている。税務優遇措置については、従来時間を要する税務当局による事前承認プロセスがなくなり、納税者がより早期に優遇措置を享受できる「事後管理モデル」に切り替えられた。

具体的には、ある特定の優遇措置について、納税者が事前に税務当局の承認を得る必要がなくなった。納税者は自ら適用可否を判断し、適用可能と判断した場合は、税務当局に届出することで優遇措置を享受することができる。税務当局が届出を受理する段階では、特に詳細な審査、明確な判断を行わず、納税者が優遇措置を享受した後に、税務当局は「事後管理」の形で、優遇措置の適用要件等を詳しく審査することになる。

このような管理モデルの下では、納税者はより早く優遇措置を享受できる一方で、税務当局の承認を事前に得ていないことから、従来よりも不確実性が高まる。これは、後日、税務当局が「事後管理」において、質疑・調査を行う可能性があるためである。

特に、近年はコロナ禍の影響を受け、地方財政収入が落ちているため、税務当局は優遇措置の適用に対する「事後管理」を厳しくする傾向にある。中国に進出している日系企業のなかには、研究開発費の割増損金算入、租税条約による源泉税率の優遇、増値税留保税額の還付、組織再編に関する特殊性税務処理(適格組織再編)の適用といった優遇措置の享受について、「事後管理モデル」によって優遇措置適用の否認ないし税務調査につながった実例が見受けられる。

2.3 企業の留意点

優遇措置の適用は、企業のキャッシュ・フローと利益に貢献することが期待できる一方、企業はこういった当局による執行のバラつきと「事後管理」のリスクを意識し、適用要件を十分に理解したうえで、現地税務当局の執行基準を事前に把握することが求められている。必要に応じて、外部専門家による優遇措置適用の事前アセスメントを実施することは、税務リスクを低減する対策の1つといえる。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com

スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では11月中旬から12月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【民営企業支援策】

○「中国人民銀行等による金融支援措置の強化、民営経済の発展・成長支援に関する通知」(銀発[2023] 233号、2023年11月27日発布・実施)

2023年7月に中国共産党中央委員会と国務院から発布された民営経済への支援に関する政策文書に基づく、金融面での支援策。中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局、国家発展改革委員会、工業・情報化部、財政部、中華全国工商業連合会の連名で発布されている。

■この通知では、銀行融資、債券発行、資本市場における資金調達、外貨管理、通貨政策、関連政策整備、政府の対応について、25項目の支援策が挙げられている。その主な内容は、以下の通り。

- ・ 民営企業に対する金融サービスの目標・重点の明確化：銀行に民営企業への年間サービス目標の設定を要求する。科学技術革新、“専精特新”(専門・精巧・特色・新規)、グリーン低炭素、産業基盤再構築等の重点分野の民営企業への支援を強化する。
- ・ 初回貸付、信用貸付における支援強化：銀行に政府部門・業界団体等との協力による初回貸付の対象となる優良民営企業の発掘、育成計画策定等を要求する。民営企業に適した信用貸付商品の開発等を通じ、信用貸付の規模を拡大する。
- ・ 産業チェーン・サプライチェーンへの金融サービス開拓：銀行にサプライチェーン内の民営中小・零細企業に対する注文書担保融資(POファイナンス)、在庫担保融資等による支援を要求する。売掛債権担保融資サービスプラットフォームの機能を改善する。
- ・ 資金接続サービスの強化：主力銀行とシンジケートローン団の幹事銀行(アレンジャー)に対し、製品市場や発展の見通しがある民営企業について継続的な資金需要への対応を奨励する。
- ・ 民営企業の債券発行による資金調達規模の拡大：科学技術イノベーション証券・債券、株式債券商品、グリーンボンド、カーボンニュートラル債券、事業転換債券等の発行を支援する。
- ・ 民営企業の株式上場による資金調達、合併買収を支援する。
- ・ 地域株式市場での民営企業に対する支援の強化：プライベートエクイティ(PE)ファンドへの株式(持分)譲渡、ストックオプション総合サービス等の試行を拡大する。

- ・ 経常項目における外貨受取・支払の利便化：銀行によるクロスボーダー人民元決済業務の“首弁戸”（初回の口座開設）の開拓を奨励し、銀行による優良民営企業のクロスボーダー資金決済の効率を向上させる。
- ・ クロスボーダー投融資の利便化：高新技術、“専精特新”の中小企業に対する試行範囲を拡大する。条件に合う民営企業に対する多国籍企業向けの人民元・外貨統合資金プーリングの試行を支援する。
- ・ 通貨政策による支援強化：銀行による重点分野の民営企業に対する信用貸付の拡大に向けた多様な通貨政策を実施する。
- ・ 財政による奨励・補助、保険による保証の強化：創業担保融資政策を整備し、オンラインでの申請手続きを普及する。初めて中国に輸入される重大技術・設備、重点新素材の初回輸入時における保険適用を拡大する。

■原文は中国人民銀行の下記サイトをご参照。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693549/5148499/index.html>

【外貨管理】

○「国家外貨管理局による改革の更なる深化と越境貿易・投資の利便化促進に関する通知」（匯発[2023] 28号、2023年12月8日発布・実施）

国際貿易・投資の利便化に向けた外貨管理の新しい改革措置。

■この通知では、貿易決済の利便化、資本項目の資金決済の利便化、資本項目の外貨管理の制限緩和について9項目の措置が挙げられている。そのうち日系企業に関係する項目と概要は、以下の通り。

1. 加工貿易におけるネッティング（債権と債務を相殺し、決済を行うこと）の緩和
 - ・ 加工貿易企業は、以下の条件を満たす場合、原材料・部品の輸入代金と完成品の輸出代金のネッティングを行うことができる。
 - ① 企業の原材料・部品購入と完成品販売の相手が同一であること。
 - ② 企業は原材料・部品の輸入相手と外貨受取・支払で控除を行う前に、銀行に關係資料をもって説明し、銀行は貨物貿易外貨モニタリングシステムの対象者識別機能に“原材料輸入カウンター控除企業”（原文は「進料対口抵扣企業」）のロゴを追加すること。
 - ③ 企業は合理的にネッティングの周期を設定し、速やかに収支を精算すること。原則として、毎四半期に1回以上のネッティングを行うこと。
2. 中小企業の外債借入の許可
 - ・ 条件を満たす高新技術、“専精特新”、科学技術型の中小企業は、一定の限度額内で外債借入ができる。
 - ・ その限度額は、天津市、上海市、江蘇省、山東省、湖北省、広東省、四川省、陝西省、北京市、重慶市、浙江省、安徽省、湖南省、海南省（都市部）の管轄区域内の企業は1,000万ドル、その他の地区の企業は500万ドルとされている（詳細は、本通知に添付される「越境融資業務利便化実施細則」に規定されている）。

3. 外商投資企業の国内再投資における持分買取資金、国内企業の国外上場による調達資金の支払・使用条件の緩和
 - ・ 外商投資企業が国内の持分譲渡側に支払う外貨資金、国内企業が国外での上場で調達した外貨資金は、資本項目決済口座（元の資産現金化口座）に直接入金することができる。
 - ・ 資本項目決済口座の外貨資金は、人民元への両替・使用ができる。外商投資企業が国内の持分譲渡側に人民元で支払う場合は、持分譲渡側の人民元口座に直接送金することができる。
 - ・ 本件の施行は、2024年6月3日からとされている（その他の項目は、本通知発布日の2023年12月8日から施行）。
4. 資本項目の収入の使用に対するネガティブリスト管理
 - ・ 非金融企業の資本金、外債借入による外貨収入及び人民元に両替した資金は、国家の法律・法規で禁止される用途を除き、自由に使用することができる。
 - ・ 禁止される用途は、証券投資その他の理財投資（リスク評価等級が2級以下の理財商品及び仕組預金を除く）、関連企業以外への貸付（経営範囲として許可される場合、及び上海自由貿易試験区臨港新片区、広東自由貿易試験区広州南沙新区・片区、海南自由貿易港洋浦経済開発区、浙江省寧波市北崑区の4区域を除く）、自己使用目的外の住宅用不動産の購入（不動産開発・経営、不動産賃貸経営に従事する企業を除く）とされている。
5. 企業登録地以外での外債口座開設に対する認可の取り消し
 - ・ 合理的な必要がある場合、非金融企業が登録地以外の地区の銀行に外債口座を開設することを許可する。

■原文は国家外貨管理局の下記サイトをご参照。

<https://www.safe.gov.cn/safe/2023/1208/23593.html>

○「国家外貨管理局による越境貿易・投資のハイレベル開放拡大試行に関する通知」（匯發〔2023〕30号、2023年12月15日発布・実施）

国際貿易・投資における外貨管理面のより高いレベルの開放措置を試行する。ただし、試行地区は上海市、江蘇省、広東省、北京市、浙江省、海南省とされ、試行対象はその中の健全性やコンプライアンスに優れた銀行と優良企業に限られる。

■この通知にある開放措置は、以下の通り。

1. 試行地区の健全性・コンプライアンスに優れた銀行（以下、特定銀行）は、試行対象の優良企業（以下、試行企業）が1件当たり5万ドル以上のサービス貿易等項目の外貨を支払う場合、事後に税務証憑を確認する（注：従来は事前確認）。
2. 試行地区の特定銀行の試行企業に対する新たな国際貿易外貨収支業務の取り扱いを奨励する。
3. 試行地区の特定銀行は、試行企業が同一の国外取引相手との特定経常項目の外貨業務を行う場合、ネットィングすることができる。

4. 試行地区の特定銀行は、試行企業の貨物貿易における外貨返金業務を直接行うことができ、企業の外貨管理局での事前登記を不要とする。
5. 試行企業が国外の関連企業との間で 12 カ月を超えるサービス貿易項目の費用の立替または分担を行う場合、また非関連企業との間でサービス貿易項目の費用の立替または分担を行う場合は、特定銀行が真実性・合法性の審査を行った上で行うものとする。
6. 外商投資企業の国内再投資で、投資先企業または持分譲渡側が試行地区にある場合、国内再投資登記手続きを不要とする。
7. 試行地区の条件を満たすファイナンスリース会社が傘下の特別目的事業体（SPV）と対外債務枠を共有することを許可する。
8. 試行地区の条件を満たす非金融企業が外債借入、国外での上場を行う場合、銀行で直接登記手続きを行うことができる。

■原文は国家外貨管理局の下記サイトをご参照。

<https://www.safe.gov.cn/safe/2023/1215/23626.html>

【自由貿易試験区】

○「国務院の『国際的な高水準の経済・貿易ルールへの包括的整合による中国（上海）自由貿易試験区のハイレベルな制度開放推進全体計画』に関する通知」（国発〔2023〕23号、2023年12月7日発布・実施）

2013年10月の設立から10年が経過した中国（上海）自由貿易試験区の新たな全体計画。2022年10月の中国共産党第20回全国代表大会で提起された「ハイレベルな対外開放」、「ルール・規制・管理・基準に基づく制度型開放」の目標に向けて、各分野での取り組みの方針を示している。

■この計画では、サービス貿易、貨物貿易、デジタル貿易、知的財産権保護、政府調達、区域外での管理、リスク防止システムの7分野について80項目にわたる方針・目標が挙げられている。そのうちサービス貿易の主な項目は、以下の通り。

[金融サービス]

- ・ 金融機関と決済サービス事業者により、国際的先進的な電子決済システムの標準を制定し、クロスボーダーのデジタルID認証、電子識別を実行する。
- ・ クロスボーダーのデータ移転について、金融機関が国外に必要なデータを送信することを許可する。
- ・ 多国籍企業による資金管理センターの設立を支援し、資金プーリングを改善する。
- ・ 「自由貿易口座」システムの機能を改善し、国外との自由な資金の移動を実現する。

[通信サービス]

- ・ 基礎通信企業により、合理的かつ無差別的に携帯電話（モノのインターネット（IoT）を除く）のナンバーポータビリティサービスを提供する。
- ・ 基礎通信企業の移動体通信再販事業について、料金を合理的に決定し、差別的な条件を設けないようにする。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6918913.htm

[規則]

【税関】	
○「信用喪失企業認定標準の関係事項に関する公告」(税関総署公告 2023 年第 170 号、2023 年 11 月 21 日公布)	
	<p>税関の企業に対する信用度別の管理規則に定める「信用喪失企業」の認定基準を一部緩和するもの。「企業の困難解決を支援し、活力を刺激する」ことが目的とされている。この措置は、2023 年 12 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで施行される。</p> <p>■本公告の内容は、以下の通り。</p> <p>非通関企業(注：通関専門企業以外の一般企業)が、1 年以内に意図的ではない税関監督管理規定違反によって行政処罰を受けた場合は、信用喪失企業認定の信用状況への記録を行わない。</p> <p>「信用喪失企業」の認定基準には、密輸、税の滞納、税関への情報隠蔽や虚偽報告などとともに、非通関企業が 1 年以内に税関の行政処罰により累計 100 万元を超える罰金が科せられた場合も含まれているが、この基準が適用外とされた。</p> <p>■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5515050/index.html</p>
【税】	
○「延長・継続・最適化された税・費用優遇政策集(2023年版)」(国家税務総局、2023年11月24日公布)	
	<p>2023 年に国家税務総局等から公布された各種の税優遇に関する公告・通知をまとめて掲載した文書を公布したもの。70 本の公告・通知原本のほか、それらの解説、以前に公布された関連の公告・通知も掲載されており、参考になる。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/c102414/c5216997/content.html</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

項目	単位	2022年				2023年										
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	(1-3月) 4.5			(4-6月) 6.3			(7-9月) 4.9				
固定資産投資*	前年 同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	-	5.5	5.1	4.7	4.0	3.8	3.4	3.2	3.1	2.9	2.9
第一次産業	前年 同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5	0.5	0.3	0.1	0.1	▲0.9	▲1.3	▲1.0	▲1.3	▲0.2
第二次産業	前年 同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1	8.7	8.4	8.8	8.9	8.5	8.8	9.0	9.0	9.0
第三次産業	前年 同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	-	3.8	3.6	3.1	2.0	1.6	1.2	0.9	0.7	0.4	0.3
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同期比%	6.5	3.4	3.9	3.6	-	2.4	3.9	5.6	3.5	4.4	3.7	4.5	4.5	4.6	6.6
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	3.3	▲0.7	0.7	▲0.2	-	3.5	10.6	18.4	12.7	3.1	2.5	4.6	5.5	7.6	10.1
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0	0.7	0.1	0.2	0.0	▲0.3	0.1	0.0	▲0.2	▲0.5
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲0.8	▲1.4	▲2.5	▲3.6	▲4.6	▲5.4	▲4.4	▲3.0	▲2.5	▲2.6	▲3.0
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0	3,155.9	2,954.2	2,835.0	2,853.2	2,817.6	2,848.7	2,991.3	2,748.3	2,919.3
	前年 同月比%	15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲6.8	14.8	8.5	▲7.5	▲12.4	▲14.5	▲8.8	▲6.2	▲6.4	0.5
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2	2,274.0	2,052.1	2,176.9	2,147.0	2,011.6	2,165.1	2,214.2	2,183.0	2,235.4
	前年 同月比%	9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲10.2	▲1.4	▲7.9	▲4.5	▲6.8	▲12.4	▲7.3	▲6.2	3.0	▲0.6
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9	881.9	902.1	658.1	706.2	806.0	683.6	777.1	565.3	684.0
対内直接投資 (実行ベース)*(注)	億元	-	7,233.1	10,037.6	12,326.8	1,276.9	2,684.4	4,084.5	4,994.6	5,748.1	7,036.5	7,667.1	8,471.7	9,199.7	9,870.1	10,403.3
	前年 同期比%	-	17.4	15.6	6.3	14.5	6.1	4.9	2.2	0.1	▲2.7	▲4.0	▲5.1	▲8.4	▲9.4	▲10.0
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332	31,839	32,048	31,765	31,930	32,043	31,601	31,151	31,012	31,718
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6	5.3	5.2	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	5.0	5.0
国内自動車 販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6	245.1	215.9	238.2	262.2	238.7	258.2	285.8	285.3	297.0
	前年 同月比%	0.2	▲6.6	4.4	2.1	▲35.0	13.5	9.7	82.7	27.9	4.8	▲1.4	8.4	9.5	13.8	27.4
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	50.1	52.6	51.9	49.2	48.8	49.0	49.3	49.7	50.2	49.5	49.4
	非製造業	-	-	-	-	54.4	56.3	58.2	56.4	54.5	53.2	51.5	51.0	51.7	50.6	50.2

* : 年初からの累計ベース。

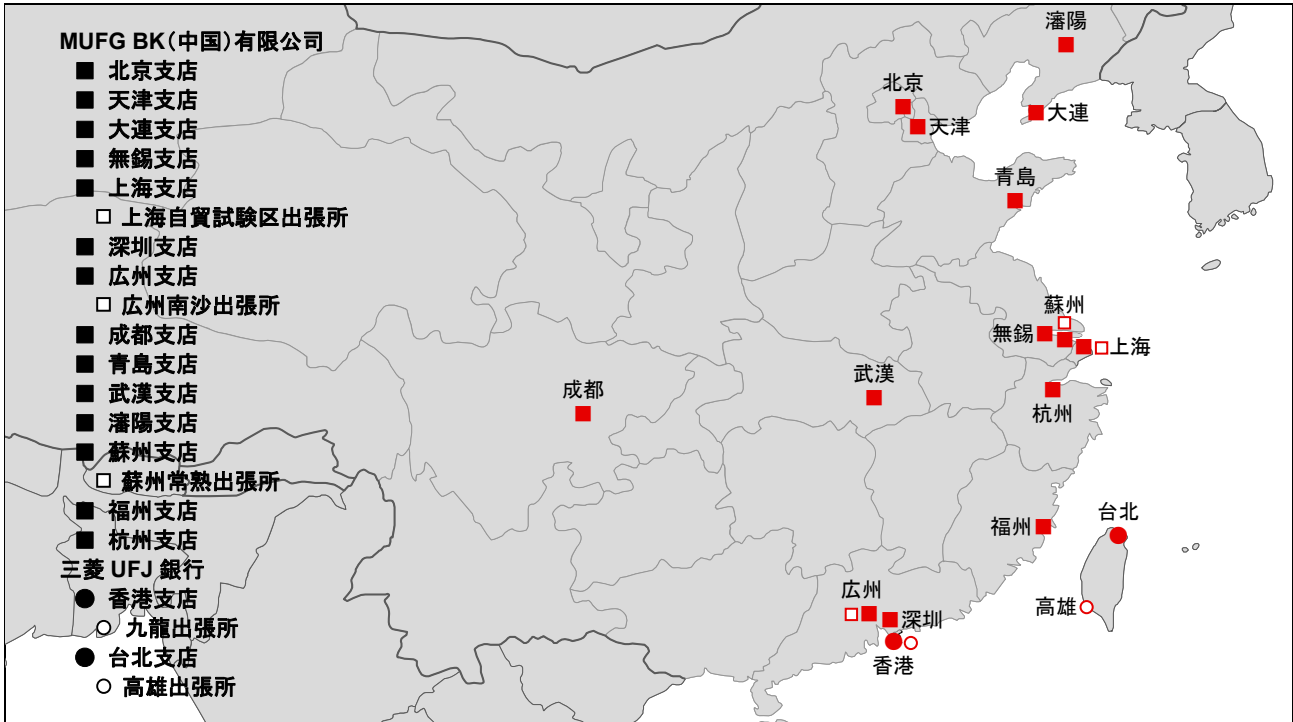
** : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注) 商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022年 6月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022年 6月から 2023年 5月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍出張所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高雄出張所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2024年1月16日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。